



# 島根県報

平成18年 5 月23日 (火)  
第 1,779 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則 (人 事 課) 1

### 告 示

生活保護法の規定による介護機関の指定 (地 域 福 祉 課) 2

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 ( " ) 2

救急病院の指定 (医 療 対 策 課) 3

介護保険法の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可 (高 齢 者 福 祉 課) 3

農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (農 業 経 営 課) 3

企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正 ( " ) 3

土地改良区の定款変更の認可 ( 2 件 ) (農 村 整 備 課) 4

解除予定保安林 ( 2 件 ) (森 林 整 備 課) 4

保安林予定森林 ( " ) 5

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧 (環 境 生 活 総 務 課) 5

平成18年度毒物劇物取扱者試験の実施 (薬 事 衛 生 課) 6

### 公安告示

雑踏警備業務 2 級検定の実施 7

## 公布された条例等のあらまし

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第62号)

### 1 規則の概要

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴う用語の整理 (第 6 条の 3 関係)

改 正 前	改 正 後
監獄	刑事施設

### 2 施行期日

平成18年 5 月24日から施行することとした。

## 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 5 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第62号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

この規則は、平成18年5月24日から施行する。

告 示

島根県告示第603号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年5月23日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人社団 沖田内科医院	浜田市蛭子町20番地1	認知症対応型共同生活介護	グループホーム さくら	浜田市金城町七条八564 - 1	平成18年3月23日
有限会社 メイコーセンター	浜田市浅井町86番地21	福祉用具貸与	有限会社 メイコーセンター 岩多屋福祉事業部 出雲営業所	簸川郡斐川町直江町4833 - 2	平成17年11月1日

島根県告示第604号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年5月23日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
株式会社 岩多屋	浜田市浅井町87番地2	福祉用具貸与	株式会社 岩多屋 出雲営業所	簸川郡斐川町直江町4833 - 2	平成17年10月30日
株式会社 岩多屋	浜田市浅井町87番地2	福祉用具貸与	株式会社 岩多屋 家具センター	浜田市黒川町137 - 1	平成17年9月30日

## 島根県告示第605号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院に該当すると認めため、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成18年 5 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

名 称	所 在 地	認 定 期 間
出雲徳洲会病院	簸川郡斐川町大字直江町3964 - 1	平成18年 6 月 1 日から 平成21年 5 月31日まで

## 島根県告示第606号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、次のとおり介護老人保健施設の開設の許可をしたので、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成12年島根県規則第50号）第10条第2項の規定により告示する。

平成18年 5 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

開 設 者 の 名 称	施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	指 定 年 月 日
社団法人 益田市医師会	益田市立介護老人保健施設 くにさき苑	益田市遠田町1956 - 8	平成18年 4 月 1 日

## 島根県告示第607号

農業近代化資金の利子補給率（平成11年島根県告示第913号）の一部を次のように改正し、平成18年 5 月24日から施行する。

平成18年 5 月24日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和37年島根県規則第1号）第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年 5 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

表中「年0.45パーセント」を「年0.4パーセント」に改める。

## 島根県告示第608号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成18年 5 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年2.0パーセント」を「年2.1パーセント」に改める。

## 附 則

- この告示は、平成18年 5 月24日から施行する。
- この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱別表の規定（貸付利率に係る部分に限る。）は、平成18年 5 月24日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

---

島根県告示第609号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、八束郡鹿島町土地改良区の定款変更を平成18年5月12日付けで認可した。

平成18年5月23日

島根県知事 澄 田 信 義

---

島根県告示第610号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、益田市土地改良区の定款変更を平成18年5月12日付けで認可した。

平成18年5月23日

島根県知事 澄 田 信 義

---

島根県告示第611号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年5月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

雲南市木次町北原1472 - 1・1473 - 1・1475 - 1・1475 - 2・1477 - 3・1481 - 1（以上6筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・1474 - 1・1477 - 1・1477 - 4・1477 - 5（以上4筆国有林）・木次町平田1480 - 2・1481 - 1・1482 - 1（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・1481 - 4・1482 - 3・1482 - 5（以上3筆国有林）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

島根県告示第612号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年5月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 解除予定保安林の所在場所

邑智郡川本町大字川下1581 - 3（国有林）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所  
邑智郡川本町大字川下1581 - 2 ・ 1581 - 4 ・ 3689 - 6 ・ 3689 - 7 (以上 4 筆国有林)
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由  
河川管理施設用地とするため

---

**島根県告示第613号**

次の森林を保安林予定森林としたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。  
平成18年 5 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大田市仁摩町仁万1827 - 2、1827 - 3、1827 - 4、1827 - 6
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する第10条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年 5 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日  
平成18年 5 月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 ぼんぼん船
- 3 代表者の氏名  
秦野 尚雄
- 4 主たる事務所の所在地  
島根県出雲市多伎町多岐892番地 7
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、多伎町共同作業所ぼんぼん船の支援を中心に、障害を持つ人が自立した日常生活、社会生活活動を営めるための支援を行い、ノーマライゼーションの町づくりを推進することを目的とする。
- 6 縦覧に供する書類

変更後の定款

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター(県庁南庁舎1階)

東部県民センター出雲事務所(出雲合同庁舎2階)

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の規定により、平成18年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)第8条の規定により公告する。

平成18年5月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 試験日時

平成18年7月21日(金)午前9時30分から午後0時10分まで

2 試験場所

松江会場 松江市東津田町1741番地1 松江合同庁舎

大田会場 大田市長久町長久八7番地1 大田集合庁舎

浜田会場 浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎

3 試験の種類

(1) 一般毒物劇物取扱者試験

(2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験

(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物(農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物(農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の識別及び取扱方法(記述式による。)

5 受験願書の請求先

住所地を管轄する保健所に請求すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課(〒690-0887 松江市殿町128番地)に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書きし、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

6 受験願書の受付期間

平成18年6月1日(木)から同年6月14日(水)まで

なお、郵送の場合は、6月14日付けの消印のあるものまでを有効とする。

7 受験願書等の提出先

住所地を管轄する保健所に提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

## 8 提出書類

- (1) 受験願書（毒物及び劇物取締法施行細則（昭和51年島根県規則第51号）第12号様式によること。）正副 2 通
- (2) 写真（出願前 6 月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦 5 センチメートル、横 4 センチメートルのもの）を、受験票（毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）第 2 号様式によること。）にはり付け、氏名及び撮影年月日を記載したもの 1 通

## 9 受験手数料

10,500円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の正本にはり納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

## 10 合格者の発表

平成18年 8 月29日（火）に島根県庁前の掲示板及び各保健所に掲示して行うほか、合格者には合格証を交付する。

## 11 その他

この試験についての問い合わせは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話 0852 - 22 - 5259）にすること。

---

## 公 安 委 員 会 告 示

---

## 島根県公安委員会告示第47号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第 1 項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第 7 条の規定により告示する。

平成18年 5 月23日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

## 1 検定を実施する警備業務の種別及び級

雑踏警備業務 2 級

## 2 検定実施日時

平成18年 8 月25日（金） 午前 9 時30分から午後 5 時まで

## 3 検定実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

## 4 受検定員

30人

## 5 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

## (1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験の科目

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 6 受検資格

- (1) 島根県内に住所を有する者

(2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に属する警備員

7 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成18年7月18日(火)から同年7月28日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

ただし、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は島根県内の営業所に属する警備員にあっては当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申込みは受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

㊦ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

㊧ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

㊨ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

(4) 検定手数料

13,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

8 その他

(1) 受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

(2) 検定当日の受付時間は、午前9時から同9時20分までとする。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課(電話0852 26 0110 内線3492)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)に行くこと。